

令和7年度答申第23号
令和7年8月5日

諮問番号 令和7年度諮問第16号（令和7年6月13日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 国内書面及び明細書等翻訳文の提出手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許協力条約（1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約をいう。以下同じ。）に基づく国際出願であって、日本国における外国語でされた特許出願とみなされた国際出願の出願人である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、特許法（昭和34年法律第121号）184条の4第1項本文に規定する期間内に同条3項に規定する日本語による翻訳文を提出できなかったことについて正当な理由があると主張して、同法184条の5第1項に規定する書面及び同法184条の4第1項本文に規定する日本語による翻訳文を提出する手続（以下「本件提出手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 国際出願による特許出願

特許法 184 条の 3 第 1 項は、特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた特許出願（以下「国際特許出願」という。）とみなす旨規定する。

(2) 国内書面の提出

特許法 184 条の 5 第 1 項は、国際特許出願の出願人は、出願人の氏名等を記載した書面（以下「国内書面」という。）を、優先日（特許協力条約 2 条 (xi) の優先日（優先権の主張の基礎となる出願の日）をいう。）から 2 年 6 月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。

(3) 明細書等の翻訳文の提出

特許法 184 条の 4 第 1 項本文は、外国語でされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、同法 184 条の 3 第 1 項に規定する国際出願日における明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。

(4) 国際特許出願の取下擬制とその救済

ア 特許法 184 条の 4 第 3 項は、国内書面提出期間内に同条 1 項に規定する明細書及び請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかったときは、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす旨規定する。

同条 4 項（令和 3 年法律第 42 号による改正前のもの。以下同じ。）は、同条 3 項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出できると規定し、同条 5 項は、同条 4 項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなすと規定する。

イ 特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）38 条の 2 第 2 項（令和 5 年経済産業省令第 10 号による改正前のもの。以下同じ。）は、特許法 184 条の 4 第 4 項の経済産業省令で定める期間は同項に規定する正当な理由がなくなった日から 2 月とすると規定し、特許法施行規則 38

条の2第3項は、特許法184条の4第4項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式31の9により作成した回復理由書を提出しなければならないと規定する。

(5) 不適法な手続の却下

特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定し、同条2項は、同条1項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成31年1月31日、発明の名称を「A」とする発明につき、特許協力条約に基づき、B国特許庁を受理官庁として、外国語により国際出願（国際出願番号：a。以下「本件国際出願」という。）をした。本件国際出願は、指定国に日本国を含むものであり、特許法184条の3第1項の規定により、平成31年1月31日（国際出願日）にされた特許出願（出願番号：特願b。以下「本件国際特許出願」という。）とみなされた。

これにより、国内書面提出期間は、令和3年8月2日まで（なお、当該期間の本来の末日である同年7月31日が土曜日、かつ同年8月1日が日曜日であつて、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条1項1号に掲げる日（日曜日及び土曜日）に当たるため、特許法3条2項の規定により、同日の翌日が当該期間の末日となる。）となったが、当該期間内に、処分庁に対して明細書等翻訳文は提出されなかった。

（国内書面、回復理由書、国際公開）

- (2) 審査請求人は、国内書面提出期間の経過後である令和3年11月5日、処分庁に対し、本件国際特許出願について、本件提出手続をするとともに、明細書等翻訳文を国内書面提出期間内に提出することができなかったこと（以下「本件期間徒過」という。）について正当な理由があるとして、特許法施行規則38条の2第3項に規定する回復理由書を提出した。

（国内書面、回復理由書）

- (3) 処分庁は、本件提出手続について、令和4年5月30日付けで、審査請求人に対し却下理由を通知し、審査請求人は、同年8月6日、処分庁に対

し特許法 18 条の 2 第 2 項に規定する弁明書を提出した。

(却下理由通知書 (令和 4 年 5 月 30 日付け)、特許法 18 条の 2 第 2 項の弁明書)

- (4) 処分庁は、令和 4 年 10 月 13 日付けで、審査請求人に対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件国際特許出願は、特許法 184 条の 4 第 3 項の規定により取り下げられたものとみなされ、国内書面提出期間の経過後にされた本件提出手続は、特許庁に係属していない出願に係る不適法なものであるとして、同法 18 条の 2 第 1 項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分をした。

(手続却下の処分)

- (5) 審査請求人は、令和 5 年 1 月 13 日、審査庁に対し、上記 (4) の却下処分を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 処分庁は、令和 5 年 3 月 10 日付けで、職権取消通知により、錯誤を理由として上記 (4) の却下処分を取り消した。

(職権取消通知)

- (7) そのため、審査請求人は令和 5 年 6 月 7 付けで行政不服審査法による審査請求取下書を提出し、上記 (5) の審査請求を取り下げた。

(審査請求取下書)

- (8) 処分庁は、令和 5 年 6 月 13 日付けで、審査請求人に対し、却下理由を通知し、審査請求人は、同年 8 月 14 日、処分庁に対し、特許法 18 条の 2 第 2 項に規定する弁明書を提出した。

(却下理由通知書 (令和 5 年 6 月 13 日付け)、特許法 18 条の 2 第 2 項の弁明書)

- (9) 処分庁は、令和 5 年 11 月 30 日付けで、審査請求人に対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件国際特許出願は、特許法 184 条の 4 第 3 項の規定により取り下げられたものとみなされ、国内書面提出期間の経過後にされた本件提出手続は、特許庁に係属していない出願に係る不適法なものであるとして、同法 18 条の 2 第 1 項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分 (本件却下処分) をした。

(手続却下の処分)

- (10) 審査請求人は、令和 6 年 3 月 6 日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (1 1) 審査庁は、令和 7 年 6 月 13 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件期間徒過の理由は下記の 2 つである。

ア 審査請求人は B 国在住の医師で、国内書面提出期間の末日である令和 3 年 8 月 2 日において、B 国では新型コロナウイルス感染者数が累計 3500 万人以上となっており、通常ではないひっ迫した臨床需要に対応していた。B 国では自身の健康への危険及び業務増大の結果として多くの医療従事者が離職等している状況であって、そのことが医療従事者の負担を更に増加させていた。審査請求人の多忙は通常とは明らかに異なるものであり、審査請求人は上記期限の時点においてもこのような臨床需要に対応する中で、上記期限を失念した。

イ 審査請求人は、令和 2 年 3 月 15 日に新型コロナウイルス感染症に罹患し、息切れと意識混濁に苦しみ、完全に回復するまでに 4、5 か月を要した。その後もブレインフォグとして知られている新型コロナウイルス感染症の後遺症である認識機能障害と記憶障害の症状が長期にわたり継続し、国内移行手続の期限である令和 3 年 8 月 2 日の時点でもそれらの症状が続いていた。審査請求人は、紙のスケジュールで期間管理をしていたが、審査請求人が個人であることを考えれば、この期間管理自体は不適切なものではない。そして、審査請求人は現地代理人（期間管理をしていない本件国際出願の代理人）から本件国内書面提出期間満了の約 3 週間前に期限についても知らされたにもかかわらず上記期限を失念してしまったが、これは新型コロナウイルス感染症の後遺症による記憶障害に起因するものであるから、本件期間徒過は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものである。

上記ア及びイのとおり、本件期間徒過は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによるものであるから、特許法 184 条の 4 第 4 項の「正当な理由」がある。

- (2) 上記「正当な理由」が認められないとしても、特許庁ウェブサイトに掲載された「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における『その責めに帰することができない理由』及び『正当な理由』による救済

について」（令和３年５月２１日に更新され、同年９月２４日に更新される前のもの。以下「本件記事」という。）により救済されるべきである。

本件記事には、下記の記載がある。

ア 「『正当な理由』による救済手続については、通常、（中略）『期間徒過後の救済規定に係るガイドライン』により運用しておりますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における救済については、当面の間、証拠書類の提出を必須としない等、以下のとおり柔軟な対応を行うこととします。」（本件記事冒頭）

イ 「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合については、証拠書類の提出は必須としません。通常、不責事由又は正当な理由による期間徒過後の救済については、記載した事実を裏付ける証拠書類の提出をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたという事情に限り、当面の間、提出を必須としないこととします。」（本件記事「４．証拠書類について」）

ウ 「手続をすることができなかった手続の期限から、新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受けたとは考えにくい場合等を除き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旨が記載されている場合は、当面の間、救済を認めることとします。」（本件記事「５．救済の判断」）

本件記事の上記アからウまでの記載は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた手続における救済については、通常とは異なり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたとは考えにくい場合等を除き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旨が記載されている場合は、当面の間、救済を認める趣旨のものと理解される。

もし、従前と同じ「正当な理由」が必要とされるとの趣旨であれば、ウェブサイトでわざわざ公表する必要はなく、また、出願人は本件記事の記載を見て救済されるか否かを判断して出願するのであるから、処分庁には、当該記載から予期できない要件を求めるような裁量の余地はない。

なお、知的財産高等裁判所平成２９年３月７日判決（平成２８年（行コ）第１０００２号）の「正当な理由」は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続に関する判断ではないから、本件では参考にすべきではない。

そうすると、上記（１）ア記載の理由について、通常が多忙であれば審査請求人には時間的余裕があり期間を失念することはなかったから、新型

コロナウイルス感染症の大流行が本件期間徒過に影響しなかったとはいえない。そのため、本件記事の5.「新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくい場合」には該当しない。また、本件記事3.には「期間内に手続をすることができなかった事情の例」の記載があるところ、これらはあくまで記載「例」にすぎず、期間内に手続ができなかったことについて他の理由を排除するものではない。

そして、上記（1）イ記載の理由について、審査請求人には国内書面提出期間末日の時点で後遺症の症状があったが、医療機関を受診しなかったため、認識機能障害や記憶障害という後遺症を証明する証拠はない。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による後遺症はよく知られているものであり、上記のとおり、本件記事の4.では証拠書類の提出を必須としないとされていたのであるから、本件においては救済が認められると考える。

（3）したがって、本件期間徒過の理由は「新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくい場合」には該当せず、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旨が記載されている場合」の要件を満たすから、本件記事により救済されるべきである。

（4）以上によれば、本件期間徒過については、特許法184条の4第4項の「正当な理由」が存在することにより、そうでなくても本件記事の要件に該当することにより救済されることになるから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 「正当な理由」について

特許法184条の4第4項に規定する「正当な理由」は、平成23年法律第63号による改正により規定されたものであり、第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、特許法条約12条の「D u e C a r e」（相当な注意）基準を採用したものであることを考慮すると、「正当な理由」があるときとは、特段の事情のない限り、国際特許出願を行う出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかったときをいうと解される（知的財産高等裁判所平成29年3月7

日判決（平成28年（行コ）第10002号））。

そして、相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、本件記事にあるように新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくいかどうかも踏まえ、国内書面提出期間の徒過が国際特許出願のみなし取下げという極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、国内書面提出期間の徒過を回避するために必要かつ十分な措置が採られたか否かが検討されなければならない（以上の「正当な理由」の解釈からすれば、処分庁は自由な裁量を有しないと解され、当該解釈の範囲内で本件記事の内容を考慮しうるにすぎない。）。なお、「正当な理由」の存在の主張立証責任は審査請求人にあると解される。

2 本件期間徒過における「正当な理由」の有無

- (1) 審査請求人は上記第1の3のとおり、医師として通常が多忙とは明らかに異なるひっ迫した臨床需要に対応し、新型コロナウイルス感染症あるいはそのまん延の影響を受けた旨を主張する。この点、上記影響により、平時よりも多い患者に対応するだけでなく、感染予防のため、通常とは異なる対応が必要となり、一般に、我が国にとどまらず、B国においても医療機関がひっ迫した状況におかれていたことは否定できるものではない。

しかしながら、国内書面提出期間の末日の約3週間前に、現地代理人から審査請求人に対し、本件提出手続に関する電話があり、上記期限についても知らされたというのであるから、審査請求人が通常が多忙とは異なる状態にあったとすれば、なおのこと、現地代理人に本件提出手続を依頼するなどの措置を採る必要があり、かつ、その機会もあったといえ、審査請求人において本件期間徒過を回避するために必要かつ十分な措置が採られたとは認められない。

なお、審査請求人は後遺症により現地代理人に期間管理を任せるという判断まではできなかった旨を主張するものの、審査請求人は医師として通常ではないひっ迫した臨床需要に対応していたというのであるから、国内書面提出期間内に手続をする上で必要な注意力と医師として求められる注意力が異なるとしても、審査請求人の主張する紙のスケジュールを確認するといった日常生活上の行為や現地代理人からの電話に対して本件提出手続の依頼をすることすらできないほどの注意力しか有していなかったものとは認められない。

したがって、本件期間徒過に係る新型コロナウイルス感染症のまん延の

影響を受けたものとは認められない。

そうすると、新型コロナウイルス感染症のまん延を背景とする事情があったとしても、本件期間徒過について新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとはいえず、審査請求人においては、国際特許出願のみなし取下げという極めて重大な結果を回避するために必要かつ十分な措置が取られたとはいえず、相当な注意を尽くしていたものとは認められない。

(2) その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件期間徒過について、出願人として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて本件期間満了日までに本件提出手続をすることができなかったとは認められず、特段の事情があったということもできない。

(3) 以上によれば、本件期間徒過について特許法184条の4第4項に規定する「正当な理由」があるということとはできない。

したがって、本件提出手続は、同項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、本件提出手続は、本件国際特許出願のみなし取下げ(同条3項)により客体が存在せず、不適法な手続であって、補正をすることができないものであるから、特許法18条の2第1項本文の規定に基づき、これを却下した本件却下処分は適法である。

3 その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

4 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年6月13日、審査庁から諮問を受け、同年7月17日及び同月31日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年7月1日及び同月9日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、令和7年6月30日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件では、反論書の提出(令和6年6月5日)から審理手続の終結(令和7年5月8日)まで約11か月の期間を要している。このような期間を要したことについて、審査庁は、本件固有の特段の事情があるわけではないが、今後は迅速な手続となるよう、計画的な案件の管理に努めるとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政

不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえると、審査庁及び審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- （2）上記（1）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

- （1）本件却下処分は、本件提出手続が「不適法な手続であつて、その補正をすることができないもの」（特許法18条の2第1項）であること、すなわち、本件期間徒過について、特許法184条の4第4項に規定する「正当な理由」が認められなかったことにより、本件国際特許出願が特許法184条の4第3項により取り下げられたものとみなされた結果、本件提出手続には客体が存在しないとしてされたものである。

そこで、上記「正当な理由」の有無について、以下検討する。

「正当な理由」があるときとは、知的財産高等裁判所平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）によれば、特段の事情のない限り、国際特許出願を行う出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかつたときをいうものと解するのが相当であると判示されている。

上記判決で示された判断の枠組みは、出願人や代理人として、期間内に手続書面を提出するために相当な注意を尽くす必要があることを前提とし、手続書面を期間内に提出することができなかつた事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）の施行等、特許法184条の4第4項を巡る昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、出願人（又はその代理人）の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

以下、このような枠組みに基づき検討する。

- （2）審査請求人は、上記第1の3（1）アのとおり、国内書面提出期間の末日である令和3年8月2日時点において、B国では新型コロナウイルス感

染者数が累計３５００万人以上となっており、医師として通常とは異なる多忙な状況に対応していたことにより国内書面提出期間を失念したものであるから、本件期間徒過は新型コロナウイルス感染症の影響であるとして「正当な理由」がある旨主張している。

しかしながら、審査請求人は、新型コロナウイルス感染症のまん延による医療現場のひっ迫の一般的状況を説明することにより、審査請求人の多忙は通常とは明らかに異なるものであった、との評価を主張するにとどまり、審査請求人の当該期間における個別具体的な稼働状況についての説明はしていない。これでは、審査請求人が国内書面提出期間の末日までの間、医師として実際にどのような稼働状況にあったのかは不明といわざるを得ず、「正当な理由」の有無の判断は困難である。なお、審査請求人は、回復理由書において、審査請求人の外来診療所の一時的な閉鎖や経済的困難については説明しているが、そのことと、審査請求人主張の「多忙」がどのように結びつくかは判然とせず、結局のところ審査請求人の稼働状況が不明であることに変わりはない。

また、審査請求人の「通常と異なる多忙」の継続が本件期間徒過の理由だとしても、審査請求人が国内書面提出期間の末日の約３週間前に現地代理人から期限について知らされていることからすれば、現地代理人を含むしかるべき第三者に本件提出手続を依頼する等の措置を講ずる機会があったといえるところ、一件記録をみても、審査請求人において本件期間徒過を回避するために必要かつ十分な措置を講じたことはうかがわれない。

- (3) 審査請求人は、上記第１の３（１）イのとおり、令和２年３月１５日に新型コロナウイルス感染症にり患し、その後遺症である認識機能障害と記憶障害が本件期間の末日まで続いたことにより本件期間満了日を失念したものであるから、本件期間徒過は新型コロナウイルス感染症の影響であるとして「正当な理由」があると主張している。

新型コロナウイルス感染症の後遺症について、我が国においては、「罹患後症状（いわゆる後遺症）」（厚生労働省ウェブサイト、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント第３．１版等による。）とされ、り患後に集中力低下やブレインフォグといった症状がありうることは、一般論として否定はできないところである。しかし、審査請求人は、令和２年３月１５日の新型コロナウイルス感染症のり患については証拠書類を提出しているものの、後遺症に

については証拠書類を提出していない。その点を措くとしても、認識機能障害及び記憶障害という後遺症の発症前後を通じて医師として臨床需要に対応していたとの審査請求人の主張からすれば、審査請求人自身が当時、後遺症の各症状に気付いていなかったとは考えにくい。そのような症状の自覚があれば、国内書面提出期間の末日までに、あらかじめ、現地代理人を含むしかるべき第三者に本件提出手続を依頼する等の措置を講じておくべきであったといえる。このことは、個人で期間管理を行っていたのであれば尚更である。

また、審査請求人は、回復理由書において、新型コロナウイルス感染症による息切れと意識混濁から回復するまでにり患から4～5か月を要し、その後「後遺症」の症状が長期にわたり継続した旨主張しているところ、り患から国内書面提出期間の末日である令和3年8月2日までに1年半弱（なお、前記新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント第3.1版は、感染から1年半後までにり患後症状を有する割合が経時的に低下することを指摘している。）、息切れと意識混濁から回復したとする時点から当該期間の末日までには1年ほどの期間があることに鑑みると、本件期間徒過を避けられなかったことの合理的な説明とはいえない。

以上より、審査請求人においては、本件期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえない。

したがって、本件期間徒過について、特許法184条の4第4項に規定する「正当な理由」があったとはいえない。

- (4) なお、審査請求人は、上記第1の3(2)のとおり、本件記事による救済を主張する。しかしながら、本件記事の掲載当時、特許法184条の4第4項の改正により「正当な理由」が不要とされたわけではないことからすれば、本件記事は、新型コロナウイルス感染症のまん延による緊急事態宣言が行われた中で、当該条項の解釈及び運用上、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかどうかを一つの要素として考慮するという趣旨を表明したものと判断するのが相当である。したがって、本件においては、「正当な理由」の有無により救済の可否が判断されることに変わりはなく、本件期間徒過に「正当な理由」が認められないことについては上記のとおりである。

(5) 以上によれば、本件国際特許出願は184の4第4項の要件を満たさず、同条3項により取り下げられたものとみなされる結果、本件提出手続は客体の存在しない不適法な手続でありその補正をすることができないものと認められる。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) 本件却下処分のお知らせの「3. 手数料の返還について」には、「なお、返還請求できる期間は、納付日から1年以内（却下処分の謄本の送達が生ずる日から6月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内）です。」と記載されている。

過誤納の特許料の返還については、特許法上、①納付した日から1年を経過した後は請求することができない（特許法111条2項）が、②請求する者がその責めに帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができるとされている（特許法111条3項）。

本件提出手続についてみると、審査請求人が本件提出手続により国内手数料（特許法184条の5第1項、同法195条2項）を納付したのは令和3年11月5日付けであり、本件却下処分の通知書（令和5年11月30日付け）によって請求により返還する旨を示したときには、納付の日から既に1年以上経過していたのであって、特許法111条3項に該当しない限り、特許法111条2項により返還を請求することができないのは明らかである。しかし、本件却下処分の通知書（令和5年11月30日付け）の記載をみると、本件却下処分の謄本の送達があった日から6月以内であれば請求することができると解され、過誤納の特許料の返還に係る特許法の関係規定とは異なる取扱いをしている。

これまで当審査会では、特許料の同様の取扱いについて付言等している（令和4年度答申第2号、第43号及び第56号、令和5年度答申第7号及び第72号、令和6年度答申第18号）。令和5年度答申第72号においては、審査庁を通じて処分庁に上記付言等の対応状況を確認し、審査庁からは、特許法18条の2により却下された手続に係る特許料等は、過誤納の手数料等の返還規定（特許法195条11項及び12項）を類推適用し、返還する運用をしており、現行の運用が利用者に広く浸透していることに鑑みると、法改正については、もはや立法事実があるとはいえない旨

の回答を得ている。これを踏まえ、同答申においては、処分庁の取扱いは、手続者を利する運用であるとはいえ、法律と異なることには変わりがなく、既成事実となっていることがそれを正当化する理由にはならないことを指摘の上、処分庁は現行の取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある旨言及している。

また、令和6年度答申第18号においては、上記について、審査庁を通じて処分庁に対応状況を確認したところ、従前に慎重な検討を重ねた結果、現行の運用を維持することとしているとの回答を得ている。

しかしながら、過誤納の特許料の返還に係る運用が特許法の関係規定に基づかないものとなっている実態に変わりはないことから、審査庁は、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	

[ホーム](#)> [お知らせ](#)> [広報／災害関連情報](#)> [災害関連情報](#)> 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における「その責めに帰することができない理由」及び「正当な理由」による救済について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における「その責めに帰することができない理由」及び「正当な理由」による救済について

令和3年5月21日更新

特許庁

「その責めに帰することができない理由（以下、不責事由という）」及び「正当な理由」による救済手続については、通常、不責事由による救済については「[方式審査便覧04.04その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について（PDF：187KB）](#)」、正当な理由による救済については「[期間徒過後の救済規定に係るガイドライン（PDF：831KB）](#)」により運用しておりますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における救済については、当面の間、証拠書類の提出を必須としない等、以下のとおり柔軟な対応を行うこととします。

本取り扱いの終了時期については、新型コロナウイルスの収束状況等を見ながら検討していきます。終了する際には十分な周知期間を設けた上で、事前に特許庁ウェブサイトにおいてご案内します。

1. 救済が認められる手続

（1）「不責事由」による救済

法令上、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過の救済が定められている手続になります。具体的には「[新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて](#)」の「（2）法定期間について」「＜1＞ 14日以内に手続することで救済が認められる手続」に掲げられている手続になります。

（2）「正当な理由」による救済

法令上、「正当な理由」による期間徒過の救済が定められている手続になります。具体的には「[新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて](#)」の「（2）法定期間について」「＜2＞ 2月以内に手続することで救済が認められる手続」「＜3＞ 優先権の主張について」に掲げられている手続になります。

2. 申出の方法

（1）「不責事由」による救済

期間内に手続をすることができなかった手続に係る書面に【その他】欄を設けて手続ができなかった事情を記載するか、上申書の【上申の内容】欄に上記事情を記載して提出してください。

（2）「正当な理由」による救済

所定の期間内に行うことができなかった手続に係る書面及び手続をすることができなかった理由等を記載した[回復理由書（ワード：35KB）](#)を提出してください。

3. 期間内に手続をすることができなかった事情の例

- 出願人、代理人等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、手続を行えなかった場合
- 新型コロナウイルス感染症の罹患者の発生等で、出願人、代理人等のオフィスが閉鎖され、手続を行えなかった場合
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、移動制限の命令又は要請が、出願人、代理人等の居住する地域等の政府から発せられ、在宅勤務を行うなどオフィスでの勤務が制限され、手続を行えなかった場合 等
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営難に陥り、手続を行えなかった場合 等

事情の記載例

『新型コロナウイルス感染症の影響により、出願人が勤務する「株式会社〇〇〇〇」／代理人が勤務する「〇〇〇〇事務所」が令和3年〇月〇日から閉鎖（在宅勤務）となり、手続をすることができませんでした。令和3年〇月〇日（※）より手続が可能となったため、□□を有効な手続として認めてください。』

※ 手続に応じて、手続が可能となった日を起算日とする時期的制限がありますため、ご注意ください。時期的制限については、[新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて](#)の「(2) 法定期間について」よりご確認ください。

4. 証拠書類について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合については、証拠書類の提出は必須としません。通常、不責事由又は正当な理由による期間徒過後の救済については、記載した事実を裏付ける証拠書類の提出をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたという事情に限り、当面の間、提出を必須としないこととします。

5. 救済の判断

手続をすることができなかった手続の期限から、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくい場合等を除き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旨が記載されている場合は、当面の間、救済を認めることとします。

関連リンク

- [新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ先一覧](#)

[更新日 2021年5月21日]

不責事由に関する問い合わせ先

特許庁総務部総務課業務管理班
TEL：03-3581-1101 内線2104

[お問い合わせフォーム](#)

正当な理由に関する問い合わせ先

特許庁審査業務部審査業務課回復班
TEL：03-3581-1101 内線2615

[お問い合わせフォーム](#)

特許庁 住所：〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 電話番号：03-3581-1101（代表）

Copyright © Japan Patent office. All Rights Reserved.